

帰還困難区域の特別通過交通について

平成 24 年 12 月 14 日

平成 25 年 6 月 3 日改定

平成 26 年 1 月 1 日改定

平成 26 年 2 月 22 日改定

平成 26 年 9 月 15 日改定

平成 26 年 12 月 6 日改定

平成 27 年 2 月 28 日改定

平成 29 年 9 月 20 日改定

帰還困難区域の特別通過交通に関する関係市町村会議

原子力災害現地対策本部

福島県

田村市

南相馬市

川俣町

広野町

楢葉町

富岡町

川内村

大熊町

双葉町

浪江町

葛尾村

飯舘村

今回の申し合わせに参加する関係市町村等の復旧・復興の推進を図るため、関係市町村等は、帰還困難区域の特別通過交通に関する関係市町村会議を設置し、帰還困難区域が設定されている市町村、旧警戒区域の市町村等関係市町村において、復旧・復興に資する用

務等がある場合には、防犯対策等所要の措置を講じつつ、帰還困難区域内の主要幹線道路の通過を認める枠組みについて協議を行ったところであり、協議の結果については、別紙のとおり申し合わせる。

また、関係市町村等及び帰還困難区域の特別通過交通に係る申請者においては、別紙に示す事項に従って、帰還困難区域を通過交通するとともに、被災市町村の復旧、復興に努めることとする。

帰還困難区域の特別通過交通に関する申し合わせ

1. 本申し合わせの参加者

原子力災害現地対策本部、福島県及び関係市町村^(※1)とする。

(※1) 旧緊急時避難準備区域に該当する市町村又は避難指示区域に該当する市町村を指し、具体的には、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の12市町村をいう。

2. 基本的な枠組み

帰還困難区域に立ち入るためには、帰還困難区域の公益立入り制度では、帰還困難区域が設定されている市町村（以下、「帰還困難区域市町村」という。）^(※2)が認める必要があるところ、本申し合わせをもって、帰還困難区域市町村は、要件に合致する案件につき予め認める枠組を設定するものとする。

(※2) 平成25年6月3日時点において、南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村が該当。

3. 対象ルート区分

	対象ルート（注１）	地点	入域可能時間	対象者及び対象ケース	通行証及びステッカーの要否
〔Ａ〕通行証不要の対象ルート（４．～７．の適用なし）					
（１）	国道６号／国道６号～県道３６号	浪江フローラ前 －富岡消防署前 ／浪江フローラ前 －大菅ゲート	制限なし	制限なし （自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く）	不要
（２）	常磐自動車道（注２）	帰還困難区域を通過する区間	制限なし	制限なし （高速自動車国道法の定めるところによる）	不要
（３）	国道１１４号	浪江ＩＣ－旧室原ゲート	制限なし	制限なし （原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く）	不要
（４）	国道１１４号（（３）を除く。）	浪江ＩＣ－津島ゲート	制限なし	制限なし （自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く）	不要
（５）	県道３４号	国道１１４号－帰還困難区域境	制限なし	制限なし （自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く）	不要
（６）	県道４９号	国道１１４号－原浪トンネル南ゲート	制限なし	制限なし （自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く）	不要
（７）	国道２８８号～県道３５号	中屋敷ゲート－野上橋ゲート	制限なし	制限なし （自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く）	不要
〔Ｂ〕通行証が必要な対象ルート（４．～７．の適用あり）					
（８）	町道東１５号～県道２５２号～町道西１３号～町道西９号～町道西２０号	スポーツセンター前－秋葉台北ゲート	５：００～１９：００ （注３）	制限あり （後述（４．）） （自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く）	要 （後述（５．及び６．））

（注１）対象ルート以外のルートの通行は、緊急事態（例：申請書に記載した道路状況が突然の自然災害等により悪化し、やむを得ず当該道路以外の道路を通行する場合）を除き認められない。

（注２）後掲８．について、適用しない。

（注３）１９：００を最終入域時間とし、合理的な時間内に遅滞なく退域とする。

4. 対象者及び対象ケース

(1) 関係市町村等の職員：公務目的で3.(8)に掲げられたルート（以下「特定幹線ルート」という。）を通行する場合

(2) インフラ復旧事業者等：関係市町村においてインフラ復旧事業者等復旧・復興に資する事業に従事する者^(※3)が、特定幹線ルートを通行する場合

(※3) 「重要な生活基盤の点検・整備のために警戒区域に立ち入る際の許可方針について」（平成23年12月23日改訂原子力災害現地対策本部公益一時立入りチーム）別添1に示された「重要な生活基盤の例」（参考資料1）の整備等を行う事業者、除染事業者、生活インフラ供給事業者、広域組合等公的機関（委託先又は要請先の事業者を含む）など。

(3) 関係市町村の住民：通院、通勤等の目的で特定幹線ルートを通過する必要があると当該市町村が認める場合^(※4)

(※4) 例：郡山市に避難している富岡町の住民が、南相馬市に通院するため特定幹線ルートを通過する場合

(4) その他：一般住民を対象とした立入り制度を有しない市町村^(※5)の住民の帰還（催事への参加や墓参等）のため特定幹線ルートを通過する必要があると当該市町村が認める場合^(※6)、又は、一般住民を対象とした立入り制度を有する市町村^(※7)の住民の催事への参加や墓参等（一時帰宅を除く）のため特定幹線ルートを通過する必要があると当該市町村が認める場合

(※5) 具体的には、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、川内村の6市町村

(※6) 例：郡山市に避難している楡葉町の住民が、楡葉町に催事への参加のため特定幹線ルートを通行する場合

(※7) 具体的には、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の6町村

5. 対象者ごとの通行証の発行者

(1) 関係市町村等の職員 (4. (1)) : 当該市町村等が自ら通行証を発行する。 (※8)

(2) インフラ復旧事業者等 (4. (2)) : 用務が実施される市町村が発行する。 (※9)

- ① 公益立入りでは、事業者等が帰還困難区域に立ち入りたい場合、帰還困難区域市町村において、公益目的用務を実施するという前提の下、当該市町村で通行証の発行がなされているところ。
- ② これを踏まえ、インフラ復旧事業者等が帰還困難区域を通過したい場合、関係市町村において、復旧・復興に資する事業を実施するという前提の下、当該関係市町村等において、通行証を発行する。

(※8) 関係市町村以外で事業を実施する場合は対象としない。

(※9) 用務先が事業者の所在地と同じ場合 (往復交通) は対象に含む (例 : 帰還困難区域を通過した先で物品を購入し、事業者の所在地で当該物品を用いてインフラ復旧事業等を行う場合など)。

③ また、関係市町村等は、通行証の申請の審査等に関して、相互に密接に協力するものとする (※10)

(※10) 例 : 事業者の所在する市町村は、審査を行う関係市町村等と可能な範囲で情報提供を行うなど

④ 申請者は、事業者等 (原則、事業所単位) とし、通行する車両及び乗車する者を登録することとする。

(3) 住民 (4. (3) 及び (4)) : 所属する関係市町村が通行証を発行する。

6. 通行証の発行手続き等

(1) 申請様式については、資料2のとおりとする。

(2) 通行証の有効期間は、次のとおりとする。

- ① 関係市町村等の職員の通過交通 : 所要日数
- ② インフラ復旧事業者等 : 最長6か月
- ③ 住民 : 最長6か月 (※11)

(※11) 一般住民を対象とした立入り制度を有する市町村が、催事への参加や墓参等 (一時帰宅を除く) を認める場合は、所要日数 (原則1日) とする。

(3) 帰還困難区域の道路状況を踏まえ、関係市町村等は、申請者に対して、帰還困難区域の道路を通行する際のリスク (県が管理する道路の維持管理が不十分であること等) について周知する (参考資料2参照)。

(4) 帰還困難区域を通行する場合、通行証、本人であることを確認できる書類 (同乗者を含む)、申請書の写しを携行しなければならない (携行しない場合は通行できない)。

7. 防犯対策

(1) ステッカーの貼り付け

通過交通する車両については、国が用意するステッカー（参考資料3）を車体の側面等、外形的に判別可能な場所に貼る（視界を遮る場所には貼らないこと）。ステッカーの発行・管理については、参考資料4のステッカー管理要領に基づき適切に行う。

なお、関係市町村等は、有効期間が終了したステッカーを回収するものとする。

(2) 誓約書の提出

インフラ復旧事業者等は、通行証の申請にあたって、関係市町村等に対して申請書とあわせて誓約書（資料3）を提出するものとする。

(3) 注意事項の遵守

住民は、通行証の申請にあたって、注意事項（資料4）を確認し、関係市町村に対して申請書を提出するものとする。

(4) 違反に対する措置

通過交通の遵守事項（誓約書又は注意事項の記載内容）から逸脱する行動がとられ、関係市町村等に連絡があった場合（警察官、見回り隊等からの通報など）、関係市町村等は速やかに確認し、違反が認められた場合、ルール of 徹底等の観点から、通行証の即時停止及び所要の期間の通行証発給停止（※12）を行う（なお、帰還困難区域を迂回することは可能である）（参考資料6参照）。

また、通行証発給停止期間については、1回目の違反：2週間、2回目の違反：1ヶ月・・・を基準とする。

（※12）通行証の発給停止の対象は、インフラ復旧事業者等であれば、申請者（原則、事業所単位）及び申請者に属する従業員、車両を含むものとし、住民であれば申請者及び違反者本人、車両を含むものとする。

(5) 調査

関係市町村等は、必要に応じて、申請書類の内容について実態調査を行い、必要な是正措置をとる（終了事業に関する通行証停止措置、本申し合わせの要件に合致しない事業者等に対する必要な是正措置等）。

8. スクリーニング

通行者は、参考資料5のスクリーニング場等を活用しつつ、自らの責任において適切にスクリーニングを実施することができる。なお、スクリーニングを実施する場合は、帰還困難区域を退出する際に行う。

9. 線量計等及び防護装備

線量計等及び防護装備は、必要に応じて、通行者自らが準備し携行する。

10. その他

- (1) 本件に関して見直しの必要が生じた場合には、関係市町村等が協議し、調整する。
- (2) 本件の実施に関する必要な事項については、関係市町村等で相互に調整の上で、定めることができる。
- (3) 当該枠組みに基づき、通行証を現に発行した関係市町村等は、1 か月ごとに、共通のフォーマット（資料6）を使用し、原子力災害現地対策本部に共有するものとする。具体的な情報共有の流れについては、参考資料6の関係機関連絡体制を参照すること。

11. 経過措置

- (1) 平成27年2月28日付けの「帰還困難区域の特別通過交通について」の本文3.の（5）に規定するルートを対象とする通行証等については、通行証等に記載している有効期間内は効力を有するものとし、改定後の本文3.（8）に規定する対象ルートを通過可とする。
- (2) 本文3.の（4）～（6）にかかる改定については、平成29年9月20日6：00から適用する。

(様式：公的機関用／インフラ復旧事業者等用／住民用（共通）)

平成 年 月 日

〇〇（市町村）長 殿

帰還困難区域の特別通過申請書

下記のとおり、帰還困難区域の通行の申請をします。

1. 申請種別（該当に○）	①公的機関 / ②インフラ復旧事業者等 / ③住民
2. 申請の内容（該当に○）	新規 / 更新 / 追加 / 変更
3. 組織名／法人名 (③住民の方は記載不要)	
(例)	●●町役場 / 株式会社▲▲
4. 代表者名又は申請者名	印
5. 所在地／現住所 (①公的機関の方・②インフラ復旧事業者等の方は所在地を記載／③住民の方は現住所を記載)	〒 ー
6. 連絡先（電話番号）	ー ー
7. 通過日	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
8. 用務地又は行き先 (①公的機関の方・②インフラ復旧事業者等の方は用務地の住所又は名称を記載／③住民の方は行き先の住所を記載)	
9. 用務地又は行き先での目的	

10. 通過車両情報（注：記載欄が足りない場合は別紙1に記載してください）：

車両情報（ナンバープレート）					メーカー	車種	色
	管轄表示 (地名表示)	自動車分類 番号	ひらがな	自動車登録 番号			
(例)	いわき	000	あ	00-00	トヨタ	アクア	白
1							
2							
3							

(様式：公的機関用／インフラ復旧事業者等用／住民用（共通）)

1 1. 通過者（注：記載欄が足りない場合は別紙2に記載してください）

（注：記載の無い方は、通行できません。）

	氏名	避難前にお住まいの住所 (①公的機関・②インフラ復旧事業者等 は、所属部署名を記載)	連絡先 (携帯電話等)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

(様式：公的機関用／インフラ復旧事業者等用／住民用（共通）)

代表者名又は申請者名

(別紙１) 通過車両情報：

車両情報（ナンバープレート）					メーカー	車種	色
	管轄表示 (地名表示)	自動車分類 番号	ひらがな	自動車登録 番号			
(例)	いわき	０００	あ	００－００	トヨタ	アクア	白
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							

(様式：公的機関用／インフラ復旧事業者等用／住民用（共通）)
代表者名又は申請者名

(別紙２) 通過者：

(注：記載の無い方は、通行できません。)

	氏名	避難前にお住まいの住所 (①公的機関・②インフラ復旧事業者等 は、所属部署名を記載)	連絡先 (携帯電話等)
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

〇〇（市町村）長 殿

誓約書

私は、貴（市町村）における復旧・復興に資する事業を実施するため、帰還困難区域を通過交通するにあたり、下記事項について遵守することを誓約いたします。

記

1. 帰還困難区域の特別通過申請書に記載した内容に相違ない行動をとり、『帰還困難区域の特別通過交通に関する申し合わせ』において定められたルートのみを滞りなく通過すること。
2. 帰還困難区域の特別通過申請書に記載した内容に変更があった場合、又は帰還困難区域の特別通過通行証を紛失した場合等については、その旨を速やかに（市町村）に連絡すること。

平成 年 月 日

（誓約者）

法人・組織名 _____

_____ 印

所 在 地 _____

<誓約上の注意事項>

1. 申請者に上記遵守事項の違反が認められる場合は、違反した際に使用した帰還困難区域の特別通過通行証を即時無効とするとともに、帰還困難区域の特別通過通行証の発給を一定期間停止する。
2. 本誓約書は、申請者が記入し、帰還困難区域の特別通過申請書等とあわせて提出するものとする。

帰還困難区域を通過交通するにあたっての注意事項

帰還困難区域を通過交通するにあたっては、下記事項について注意していただくようお願いいたします。

- ◆ 帰還困難区域の特別通過申請書に記載した内容に相違ない行動をとり、『帰還困難区域の特別通過交通に関する申し合わせ』において定められたルートのみを滞りなく通過すること。
- ◆ 帰還困難区域の特別通過申請書に記載した内容に変更があった場合、又は帰還困難区域の特別通過通行証を紛失した場合等については、その旨を速やかに（市町村）に連絡をすること。
- ※ 上記について守っていただけない場合は、使用している帰還困難区域の特別通過通行証を即時無効とする、又は帰還困難区域の特別通過通行証の発給を一定期間停止する場合があります。

交付日 平成〇年〇月〇日

第〇〇〇〇〇〇号

帰還困難区域の特別通過通行証

有効期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

通行可能時間：05:00 ～ 19:00(※)

(※)19:00を最終入域時間とし、合理的な時間内に遅滞なく退域とする。

通過ルート：裏面参照

立入り者：●●町役場／株式会社▲ ▲／福島太郎

車両番号：いわき 000 あ 00－00

特別通過交通制度を利用し、帰還困難区域を通過する。

通過ルート(裏面参照)に記載された道路以外は通過できない。

遵守事項に違反が認められる場合、この通行証は効力を失う。

発行者 〇〇市町村長 〇〇 〇〇

公印

特別通過交通ルート

通行証裏面

通行証が必要なルート（赤の3重点線）

町道東15号～県道252号～町道西13号～町道西9号～町道西20号
（スポーツセンター前ゲート - 秋葉台北ゲート）



通行証が不要なルート（青の2重点線）

====

- 国道6号 / 国道6号～県道36号
（浪江フローラ前 - 富岡消防署前） / （浪江フローラ前 - 大菅ゲート）
- 常磐自動車道（帰還困難区域を通過する区間）
- 国道114号（浪江IC - 旧室原ゲート、浪江IC - 津島ゲート）
- 県道34号（国道114号 - 帰還困難区域境）
- 県道49号（国道114号 - 原浪トンネル南ゲート）
- 国道288号～県道35号（中屋敷ゲート - 野上橋ゲート）

（※）①、②のゲートは、19:00を最終入域時間とし、合理的な時間内に遅滞なく退域すること。

協議中・对外厳秘

資料6

特別通過交通 申請車両データ(平成26年(2014年)●月分～)

[illegible]

【注意事項】

・記載の際は、検索しやすいように極力プルダウン方式を採用し、ソートをかけやすいようにする(例:「日産」「ニッサン」「ニッサン」や、「黒」「ブラック」が混在する状況は避ける。)

・記載の際は、検索しやすいように数字は半角に統一する。

重要な生活基盤の点検・整備のために警戒区域に立入る際の許可方針について

平成 23 年 12 月 22 日
原子力災害現地対策本部
公益一時立入りチーム

今後、警戒区域内の重要な生活基盤を点検・整備するニーズが急速に増大することが見込まれる中、安全性を確保しつつ、円滑かつ迅速な立入りを実現するため、以下の方針に基づき、立入りの許可を行うこととする。

1. 本許可方針の対象となる重要な生活基盤

別添 1 に示す「重要な生活基盤の例」を対象とする。

2. 申請者

申請者は、当該事業の実施主体である公的機関（福島県、市町村等（別添 1 に示す重要な生活基盤を管理する民間事業者を含む））から委託・発注を受けた事業者とする。なお、公的機関が自ら申請者となることを妨げないものとする。

3. 立入りに係る安全管理

警戒区域内における放射線被ばくに対する作業者の安全に関する責任主体は事業者とする。なお、当該公的機関は、事業者に対して、別添 2 の事項を周知し、遵守するよう指導することとする。

4. 申請先

申請書は、公益目的の一時立入りの申請様式に基づいて作成し、立入り先の市町村長に提出する。（複数の市町村をまとめて申請することは不可）なお、申請に際しては、申請先となる市町村と事前に十分に連絡・調整を行うこととする。また、当該立入りが公的機関の委託・発注に基づくものであることを示すため、別添 3 の様式に従い、当該公的機関が発行する確認書を添付することとする。

5. 申請内容

申請する事業の内容は、申請者が同一であれば、別添 1 に示す複数の事業を一括して申請することを可能とする。なお、事業実施中に作業実施者や立入り車両に変更が生ずる場合には、変更内容を申請先の市町村に届け出ることとする。

6. 立入り期間

1回の申請で可能な立入り期間は最長3ヶ月とする。(更新は可)

7. 立入り条件

立入り事業者は、上記に加え、「公益目的の一時立入りにおける注意事項（別添4）」を遵守するとともに、申請書に記載した立入り目的以外の行動を厳に慎むこととする。

(付則)

平成23年11月1日策定

平成23年12月22日一部改訂

重要な生活基盤の例

- ✓ 道路、一般自動車道若しくは専用自動車道又は路外駐車場
- ✓ 河川及びこれらの河川に治水又は利水の目的をもつて設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設
- ✓ 農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設 (※)
※国、地方公共団体、土地改良区、又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が設置するもの
- ✓ 鉄道事業に供する施設
- ✓ 港湾施設又は漁港施設
- ✓ 海岸保全施設
- ✓ 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設
- ✓ 国又は地方公共団体が設置する電気通信設備
- ✓ 放送事業の用に供する放送設備
- ✓ 一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物
- ✓ ガス工作物
- ✓ 水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業又は公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設
- ✓ その他原子力災害対策本部が必要と認めるもの

帰還困難区域内等を通行される皆様へ

平成25年5月7日

福島県 道路総室 道路管理課

福島県相双建設事務所

福島県富岡土木事務所

帰還困難区域内等の県管理道路については、原発事故等の影響により、通常の維持管理ができない状況にあります。このため通行される皆様には、ご迷惑をおかけしますが、注意して通行願います。

通行の際に、お気付きのことがございましたら、情報の提供をお願いします。

今後想定される道路状況

- ◆ 道路面の段差・穴ぼこ・亀裂・マンホールの突出等がある状況が想定されます。
- ◆ 被災により片側交互通行になっている箇所があります。徐行して走行するなどし、絶対に進入したり近づいたりしないでください。
- ◆ 冬期間においては、早朝や夜間の除雪作業や凍結防止剤の散布が十分対応できないことが想定されます。



通行規制

- ◆ 道路管理者(県)が、道路を安全に通行させることが困難と判断した場合には「通行止め」を実施します。
- ◆ 大雨により、土砂崩れ等が想定される場合には「通行止め」を実施します。

福島県では、皆様が安全に通行できるよう、帰還困難区域内等の道路についても、原子力災害による規制・制限下ではありますが、適切な維持管理に努めて参ります。ご協力をお願いいたします。

道路に関する連絡先：富岡土木事務所 0240-27-4605
通行許可に関する連絡先：許可を受けた各市町村へお願いします。

◆従前のステッカーのスペック

420mm

297mm

(市町村) — 1

通過交通車両

◆制度見直し施行以降のステッカーのスペック

250mm

150mm

南相馬

2000

通過交通車両

帰還困難区域の特別通過交通における通行車両提示ステッカーの管理要領

帰還困難区域の特別通過交通において、通行車両であることを示すために掲示するステッカー（以下、単に「ステッカー」という。）の管理等については、以下の要領で行うものとする。

1. 原子力災害現地対策本部から市町村等へのステッカーの貸与

市町村等は、原子力災害現地対策本部に対して、ステッカーの貸与に係る申請書（以下、単に「申請書」という。）に市町村等の担当者氏名、連絡先等を記載し、提出する。

原子力災害現地対策本部は、市町村等からの申請があった時は、ステッカーを貸与する。貸与にあたっては、あらかじめ用意する管理台帳にステッカーの番号、貸与日、市町村の担当者名、連絡先等を管理台帳に記載し、管理する。

（原子力災害現地対策本部における管理台帳例）

ステッカー番号	貸与日	市町村等担当者	連絡先	備考
〇〇 1	〇／〇	〇〇 〇〇		
〇〇 2				

2. 市町村等から申請者へのステッカーの貸与

市町村等から申請者へのステッカーの貸与については、通行証を交付する際に、郵送又は市町村等の窓口において、ステッカーの取扱いに係る注意事項に関する資料（返却方法、紛失の際の扱い等）とともに、ステッカーを貸与する。貸与にあたっては、ステッカー毎に通行証番号、通行証有効期限、申請者に関する情報等を台帳に記載の上、管理を行う。

（市町村における管理台帳例）

ステッカー番号	通行証番号	通行証 有効期間	貸出日	返却日	通行証発行者情報			
					組織名	代表者	所在地	連絡先
〇〇 1								
〇〇 2								

3. 申請者から市町村等へのステッカーの返却（市町村等による回収）

申請者は、通行証の有効期限が満了したら、速やかに通行証発行市町村等の窓口へ郵送又は持参の上、ステッカーを返却するものとする。

市町村等担当者は、通行証の有効期限が満了後しても返却されていないステッカーについては、当該ステッカーを所持する申請者に連絡をし、返却を督促する。

なお、返却がなされないために、ステッカーの必要数量が足りないという理由によるステッカーの追加発行は原則認めないこととする。

4. ステッカーの紛失、破損等の事態が発生した場合の対応

(1) 紛失

市町村等担当者は、ステッカーの紛失が判明した場合には、速やかに原子力災害現地対策本部に連絡をするとともに、紛失の状況について調査をし、把握をする。

原子力災害現地対策本部は、市町村等からステッカーの紛失について連絡を受けた場合は、不正使用の防止のため、当該ステッカーの番号を管理台帳から削除し、当該番号を欠番とする。

市町村は、紛失の経緯等を経緯書に記載し、原子力災害現地対策本部に提出する。また、新たなステッカーの貸与を受ける場合は、申請書を原子力災害現地対策本部に提出する。

ステッカーを紛失した申請者は、ステッカーが再発行されるまでの間、帰還困難区域の通過交通は出来ない。

(2) 破損等

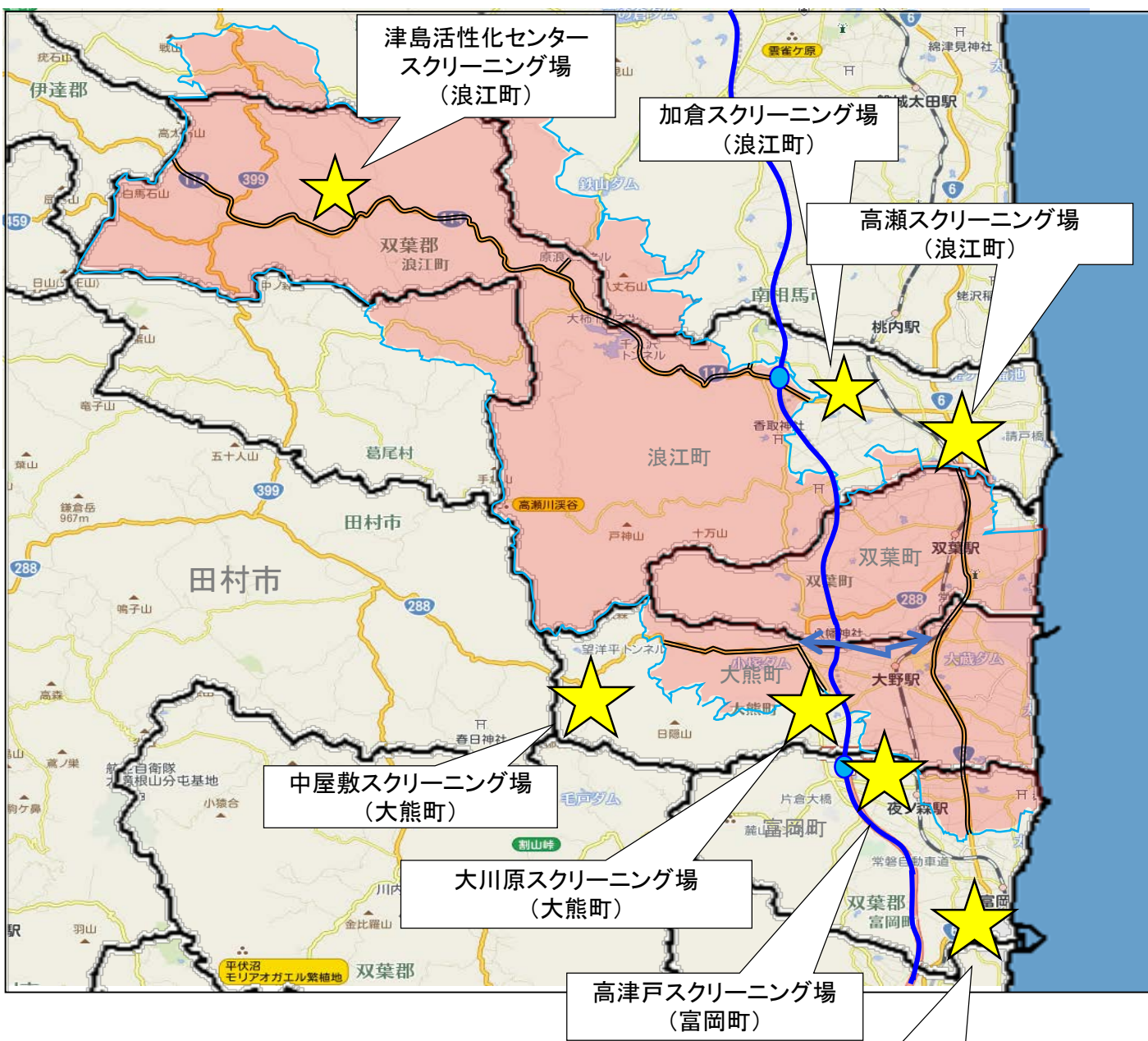
市町村等は、ステッカーに破損や不具合（表面の文字が消えた、マグネットが付かなくなった等）が生じた場合については、原子力災害現地対策本部に連絡の上、当該ステッカーを郵送する。原子力災害現地対策本部は、当該ステッカーの状況を確認の上、必要と判断した場合にはステッカーの再発行を行う。

5. 違反者を発見した場合の措置

原子力災害現地対策本部は、国委託事業者による巡回車から、通行ルートを逸脱した車両を発見したとの連絡があった場合、管理台帳から申請者を割り出し、該当する市町村等担当者に連絡をする。

市町村等は、原子力災害現地対策本部から上記連絡を受けた場合は、当該事実について速やかに調査を行い、違反が認められる場合には、違反をした申請者の通行証の即時停止及び所要の期間の通行証発給停止を行う。

スクリーニング場及び特別通過交通ルート



凡例



スクリーニング場



特別通過交通ルート
(通行証及びステッカーが必要なルート)



特別通過交通ルート
(通行証及びステッカーが不要なルート)



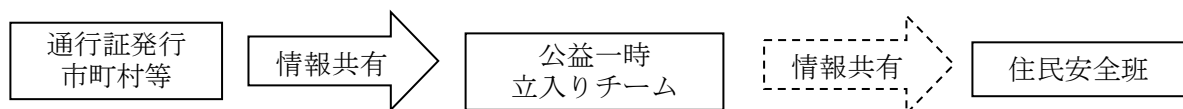
常磐自動車道

帰還困難区域の特別通過交通に関する関係機関連絡体制

1. 通行証発行の連絡

特別通過通行証を発行した関係市町村等（以下「通行証発行市町村等」という。）は、原子力災害現地対策本部公益一時立入りチーム（以下、「公益一時立入りチーム」という）に、通行証及び申請書の写しをFAX等で共有する。

公益一時立入りチームは、必要に応じて原子力災害現地対策本部住民安全班（以下「住民安全班」という。）に当該情報を共有する。



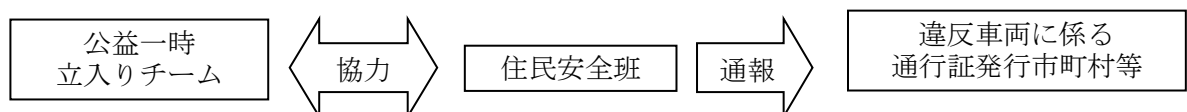
2. 管理台帳の共有

通行証発行市町村等は、通行証の発行にあたっては、特別通過交通に係る管理台帳に必要事項を漏れなく記入し、毎月初に前月の申請データを公益一時立入りチームに対し、電子データで提出する。

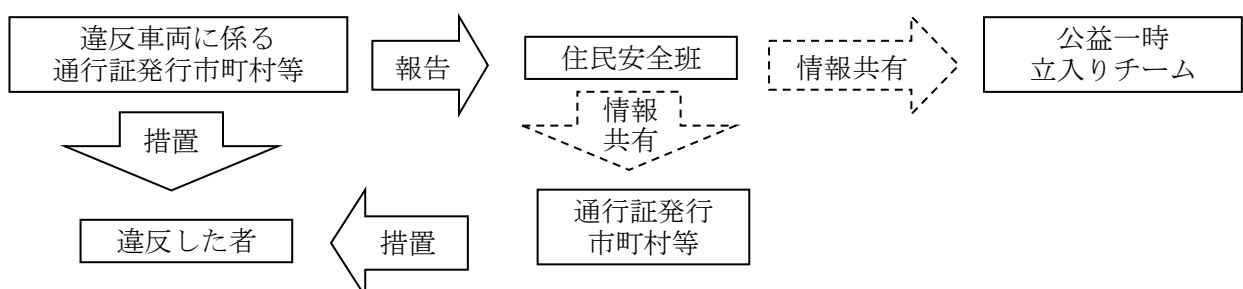
公益一時立入りチームは、関係市町村等から提出された電子データを管理するとともに、関係市町村等からの照会に速やかに対応する。

3. 違反に関する通報・連絡

住民安全班は、自ら違反車両を発見した場合又は違反車両を発見した者から通報があった場合は、公益一時立入りチームと協力し違反車両等の情報を特定したうえで、違反車両に係る通行証発行市町村等へ当該事案を通報する。



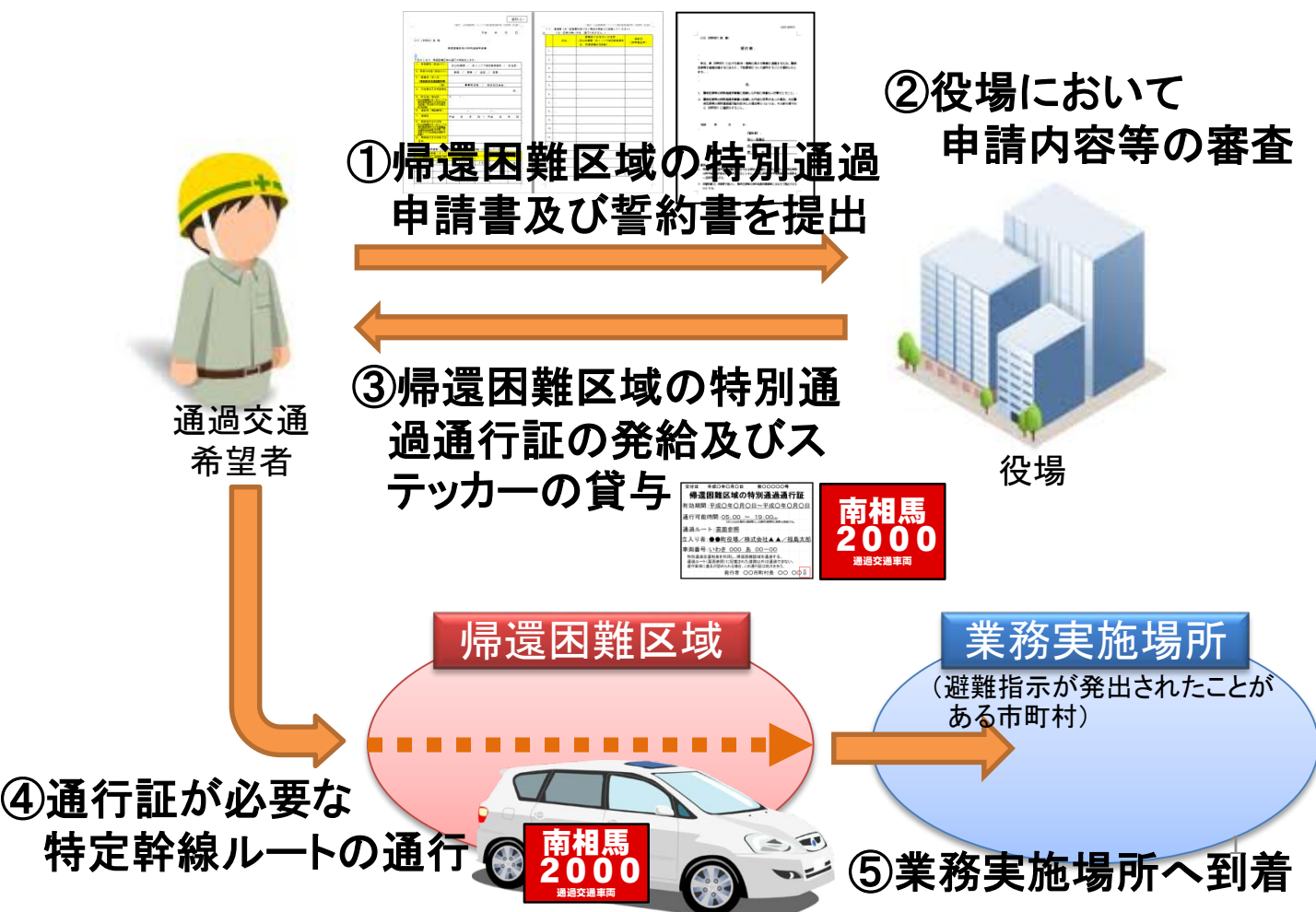
通行証発行市町村等は、違反した者に対して通行証の即時停止又は一定期間の通行証発給停止等の措置を行った場合は、住民安全班に措置の内容を報告する。住民安全班は、当該報告を受けた場合は、必要に応じ公益一時立入りチーム及び関係市町村等に当該情報を共有する。関係市町村等は、当該違反した者に対して通行証を発行している場合及び当該違反した者が通過者に登録されている場合は、当該措置と同様の措置を講じるものとする。



1. 帰還困難区域の特別通過交通について

- 帰還困難区域の特別通過交通とは、被災地域の復旧・復興に資するため、一定の要件に該当する者が、あらかじめ指定された帰還困難区域の道路（特定幹線ルート）を特別に通行できるものとして創設された制度です。現在は、住民の帰還や通勤、通院等も対象となっています。また、通行証が不要なルートも設定されています。
- インフラ復旧等で通行証が必要な特定幹線ルート（「3. 特定幹線ルートについて」参照）を通行する必要がある場合は、対象者やルート等の要件をご確認の上、「2. 通過交通対象自治体及び通行証の発給対象者について」に記載の自治体（役場）に申請手続きを行ってください。
- なお、通行にあたっては、一定の制約事項があり、これらを遵守していただく必要があります。

（通行証が必要な特定幹線ルートを通行する場合）



2. 通過交通対象自治体及び通行証の発給対象者

- 本制度において、通行証の発行手続を行うことができる自治体は、以下(※)のとおりです。具体的な手続は、「4. 」をご参照ください。
(※)田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の12市町村
- 帰還困難区域の特別通過通行証(以下、「通行証」という。)の発給対象は以下のとおりです。
 - ① 自治体等(役場)の職員等
 - ② インフラ復旧事業者等
 - ③ 通過交通対象地域の住民であって、通勤、通院等の目的で通過交通する者
- ②インフラ復旧事業者等の具体的な例としては、道路や電気、水道等の生活基盤の維持管理を行う方や、生活インフラを供給する事業者の方などが挙げられます。対象の当否については、申請先の役場窓口にご確認ください。
- ③については、住民用のしおりをご覧ください。

3. 特定幹線ルートについて

- 本制度における通過交通可能な特定幹線ルートは、以下のとおりです。

	対象ルート	地点	入域可能時間	対象者及び対象ケース	通行証及びステッカーの要否
通行証が必要な対象ルート					
(1)	町道東15号～県道252号 ～町道西13号～町道西9号 ～町道西20号	スポーツセンター前－ 秋葉台北ゲート	5:00～ 19:00	制限あり (自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く)	要
(参考)通行証不要の対象ルート					
(2)	国道6号／ 国道6号～県道36号	浪江フローラ前－富岡 消防署前／浪江フローラ前－大菅ゲート	制限なし	制限なし (自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く)	不要
(3)	常磐自動車道	帰還困難区域を通過する区間		制限なし (高速自動車国道法の定めるところによる)	
(4)	国道114号	浪江IC－旧室原ゲート		制限なし (原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く)	
(5)	国道114号((4)を除く)	浪江IC－津島ゲート		制限なし (自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く)	
(6)	県道34号	国道114号－帰還困難区域境			
(7)	県道49号	国道114号－原浪トンネル南ゲート			
(8)	国道288号～県道35号	中屋敷ゲート－ 野上橋ゲート			

4. 申請手続について

■ 通過交通の申請にあたっては、業務実施場所を有する自治体の役場に次の文書を提出する必要があります。

- ・ 帰還困難区域の特別通過申請書
- ・ 誓約書

・ 帰還困難区域の特別通過申請書

・ 誓約書

■ 申請内容について役場が審査を行います。審査終了後、役場から次の文書等(①～③)をお渡しします(郵送又は窓口において手交)。

- ① 帰還困難区域の特別通過通行証(※)
- ② 帰還困難区域の特別通過申請書の写し
- ③ 通行車両掲示用のステッカー

① 帰還困難区域の特別通過通行証

② 帰還困難区域の特別通過申請書の写し

③ 通行車両提示用のステッカー

表面



裏面



(※) ①通行証の裏面には、通過ルートが印刷されています。

5. 特定幹線ルートの通行に際して

- 通行証の必要な特定幹線ルートを通行する際には、以下の文書等を必ず携行し、ゲート警備員に、当該文書等を提示してください（携行していない場合は通行できません）。また、ステッカーについては、外形的に判別可能な場所に貼ってください。

<携行が必要な文書等>

- ① 帰還困難区域の特別通過申請書の写し
- ② 帰還困難区域の特別通過通行証
- ③ 本人であることを確認できる書類（同乗者を含む）

- 帰還困難区域を退出する際には、「7. スクリーニング場」に記載の各スクリーニング場を活用するなどして、自らの責任において適切にスクリーニングを実施することができます。
- 申請書に記載する用務地での目的が終了した場合又は通行証に記載されている有効日を過ぎた場合には、ステッカーを役場に返却してください。

 通行証に記載されている有効日を過ぎた場合は、使用できません。

 申請書及び通行証に記載されている通行時間及び通過ルートから逸脱している場合又はステッカーを適切に使用していなかった場合には、違反に対する措置が講じられます。

 なお、降雪や倒木等により、緊急避難的にルートを回避すること、それに伴い通行時間の変動することは認められています。

6. 違反に対する措置について

- 申請書、誓約書及び通行証に記載する内容から逸脱する行動が判明した場合、又はステッカーを適切に使用していないことが判明した場合、以下のような違反に対する措置が講じられます。
 - ① 通行証の使用停止
 - ② 所要の期間の通行証発給停止
- 違反行為が繰り返された場合は、帰還困難区域の特別通過通行証発給停止期間の加算等の措置が講じられます。

(違反に対する措置の例)

- ・申請書及び通行証に記載のない者が帰還困難区域を通過した事案に対して、一定期間の通行証発給停止措置の実施。
- ・通過交通可能な特定幹線ルート外の道路を通行した事案に対して、通行証の更新手続を停止する措置を実施。

7. スクリーニング場

- スクリーニング場の場所、開設時間等については、次のとおりです。事前の連絡等は必要ありません。

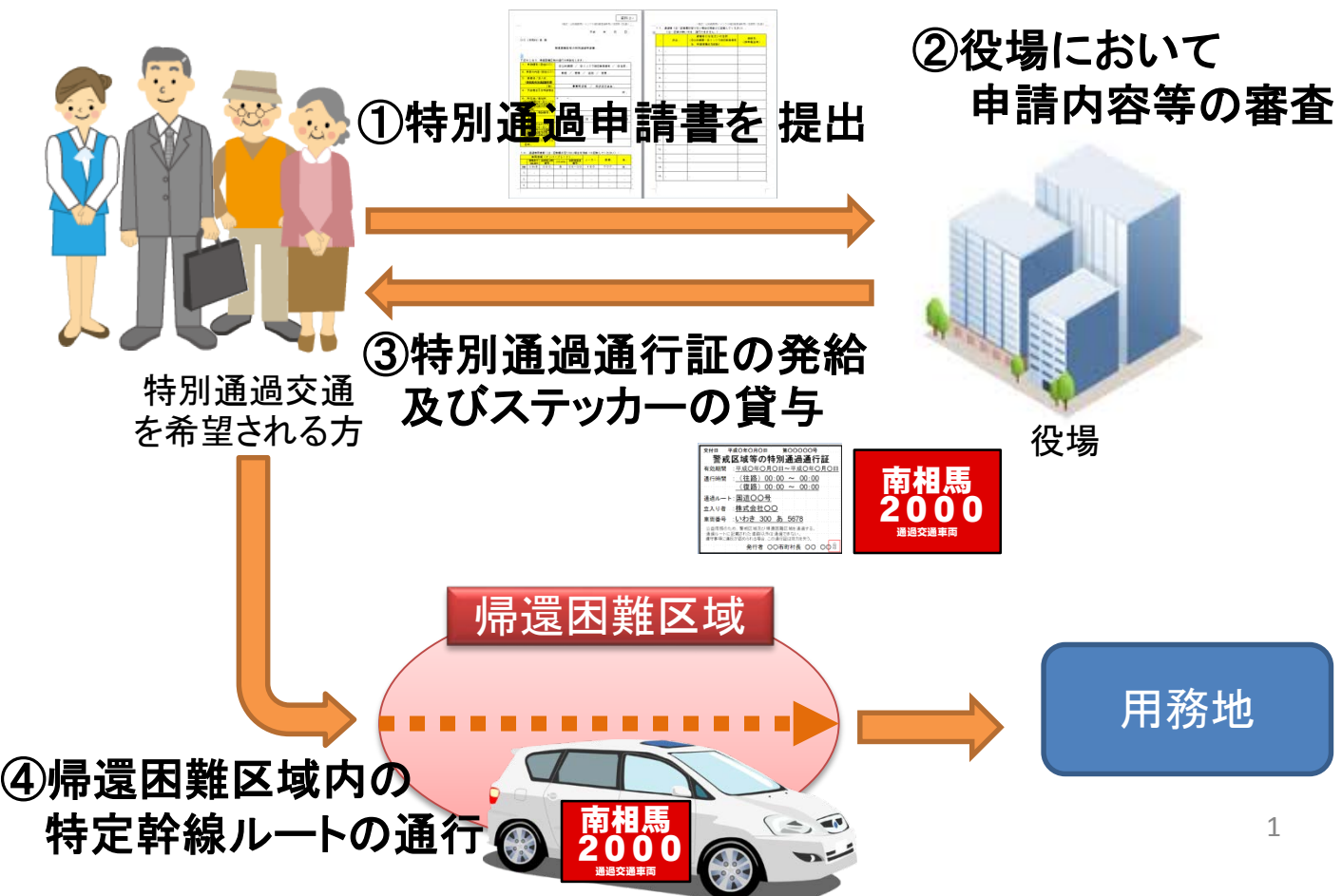
箇所名	所在地	受付時間	連絡先
加倉スクリーニング場	浪江町大字加倉字加倉前20-1	9:00-18:00	080-6846-5967
高瀬スクリーニング場	浪江町大字高瀬字小高瀬迫183	9:00-18:00	080-8014-0697
津島活性化センタースクリーニング場	浪江町大字下津島字松木山22-1	9:00-18:00※	080-8014-0721
中屋敷スクリーニング場	大熊町大字野上字小塚地内	9:00-18:00※	080-6849-4045
大川原スクリーニング場	大熊町大字大川原字西平591	9:00-18:00	090-2557-7511
高津戸スクリーニング場	富岡町大字上手岡字高津戸地内	9:00-18:00	080-6857-4114
毛萱・波倉スクリーニング場	富岡町大字毛萱字前川原232-16	9:00-18:00	0240-25-1466

※冬期(12月1日～3月31日)は9:00～17:00。

1. 住民の方による帰還困難区域の特別通過交通について

- 帰還困難区域の特別通過交通とは、被災地域の復旧・復興に資するため、一定の要件に該当する者が、あらかじめ指定された帰還困難区域の道路(特定幹線ルート)を特別に通行できるものとして創設された制度です。現在は、住民の帰還や通勤、通院等も対象となっています。また、通行証が不要なルートも設定されています。
- 関係市町村(詳細は「3. 申請先について」を参照)の住民であって、帰還(催事等への出席や墓参)、通勤、通院等のため、通行証が必要な特定幹線ルート(「2. 特定幹線ルートについて」参照)を通行する必要がある方は、対象者やルート等の要件をご確認の上、各自治体(役場)で申請手続きを行ってください。
- なお、通行にあたっては、一定の制約事項があり、これらを遵守していただく必要があります。

(通行証が必要な指定幹線ルートを通行する場合)



2. 特定幹線ルートについて

■ 本制度における通過交通可能な特定幹線ルートは、以下のとおりです。

	対象ルート	地点	入域可能時間	対象者及び対象ケース	通行証及びステッカーの要否
通行証が必要な対象ルート					
(1)	町道東15号～県道252号 ～町道西13号～町道西9号 ～町道西20号	スポーツセンター前－ 秋葉台北ゲート	5:00～ 19:00	制限あり (自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く)	要
〔参考〕通行証不要の対象ルート					
(2)	国道6号／ 国道6号～県道36号	浪江フローラ前－富岡 消防署前／浪江フロー ラ前－大菅ゲート	制限なし	制限なし (自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く)	不要
(3)	常磐自動車道	帰還困難区域を通過 する区間		制限なし (高速自動車国道法の定めるところによる)	
(4)	国道114号	浪江IC－旧室原ゲート		制限なし (原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く)	
(5)	国道114号((4)を除く)	浪江IC－津島ゲート		制限なし (自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く)	
(6)	県道34号	国道114号－帰還困 難区域境			
(7)	県道49号	国道114号－原浪トン ネル南ゲート			
(8)	国道288号～県道35号	中屋敷ゲート－ 野上橋ゲート			

3. 申請先について

<通勤、通院等の場合>

■ 「帰還困難区域の特別通過申請書」を本制度の関係市町村(※)に提出してください。なお、通勤先が証明できる資料(雇用証明書等)等の提出を求められる場合があります。詳しくは、各役場にご確認ください。

※ 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の12市町村

<帰還(催事への参加や墓参など)を行う場合>

■ 「帰還困難区域の特別通過申請書」を帰還困難区域の立入り制度を有していない市町村(※)に提出してください。なお、別途資料が必要となる場合があります。詳しくは、各役場にご確認ください。

(※) 南相馬市、川内村、川俣町、田村市、楡葉町、広野町の6市町村を指します。

■ なお、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の方につきましては、各役場にお問い合わせください。

4. 申請手続について

■ 申請書の記載にあたっては、「帰還困難区域を通過交通するにあたっての注意事項」をよくお読みください。

(帰還困難区域の特別通過申請書イメージ)

■ 申請内容について役場が審査を行います。審査終了後、役場から次の文書等(①～③)をお渡しします(郵送又は窓口において手交)。

- ① 帰還困難区域の特別通過通行証(※)
- ② 帰還困難区域の特別通過申請書の写し
- ③ 通行車両掲示用のステッカー

①帰還困難区域の特別通過通行証

表面

②帰還困難区域の特別通過申請書の写し

裏面

③通行車両提示用のステッカー



(※)①通行証の裏面には、通過ルートが印刷されています。

5. 帰還困難区域への立入り・退出に際して

- 通行証の必要な特定幹線ルートを通行する際には、以下の文書等を必ず携行し、ゲート警備員に、当該文書等を提示してください（携行していない場合は通行できません）。また、ステッカーについては、外形的に判別可能な場所に貼ってください。

＜携行が必要な文書等＞

- ① 帰還困難区域の特別通過申請書の写し
- ② 帰還困難区域の特別通過通行証
- ③ 本人であることを確認できる書類（同乗者を含む）

- 帰還困難区域を退出する際には、「7. スクリーニング場」に記載の各スクリーニング場を活用するなどして、自らの責任において適切にスクリーニングを実施することができます。

- 申請書に記載する用務地での目的が終了した場合又は通行証に記載されている有効日を過ぎた場合には、ステッカーを役場に返却してください。

 通行証に記載されている有効日を過ぎた場合は、使用できません。

 申請書及び通行証に記載されている通行時間及び通過ルートから逸脱している場合又はステッカーを適切に使用していなかった場合には、違反に対する措置が講じられます。

 なお、降雪や倒木等により、緊急避難的にルートを回避すること、それに伴い通行時間が変動することは認められています。

6. 違反に対する措置について

■ 申請書及び通行証に記載する内容と異なる行動をとったことが判明した場合、又はステッカーを適切に使用していないことが判明した場合、次のような違反に対する措置が講じられます。

- ① 通行証の使用停止
- ② 所要の期間の通行証発給停止

■ 違反行為が繰り返された場合は、帰還困難区域の特別通過通行証発給停止期間の加算等の措置が講じられます。

(違反に対する措置の例)

- ・申請書及び通行証に記載のない者が警戒区域等を通過した事案に対して、一定期間の通行証発給停止措置の実施。
- ・通過交通可能な特定幹線ルート外の道路を通行した事案に対して、通行証の更新手続を停止する措置を実施。

7. スクリーニング場

■ スクリーニング場の場所、開設時間等については、次のとおりです。事前の連絡等は必要ありません。

箇所名	所在地	受付時間	連絡先
加倉スクリーニング場	浪江町大字加倉字加倉前20-1	9:00-18:00	080-6846-5967
高瀬スクリーニング場	浪江町大字高瀬字小高瀬迫183	9:00-18:00	080-8014-0697
津島活性化センタースクリーニング場	浪江町大字下津島字松木山22-1	9:00-18:00※	080-8014-0721
中屋敷スクリーニング場	大熊町大字野上字小塚地内	9:00-18:00※	080-6849-4045
大川原スクリーニング場	大熊町大字大川原字西平591	9:00-18:00	090-2557-7511
高津戸スクリーニング場	富岡町大字上手岡字高津戸地内	9:00-18:00	080-6857-4114
毛萱・波倉スクリーニング場	富岡町大字毛萱字前川原232-16	9:00-18:00	0240-25-1466

※冬期(12月1日～3月31日)は9:00～17:00。